

遠軽町ふるさと寄附金返礼品等募集要領

1 目的

遠軽町ふるさと寄附金（ふるさと納税）制度による遠軽町（以下「町」という。）への寄附の促進と町の魅力発信、地元特産品等のPR及び販売促進など、地域経済の活性化との相乗効果を図るため、町外在住の寄附者に贈呈する商品又はサービス（以下「返礼品等」という。）を募集する。

2 応募者の要件

返礼品等を応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしている事業者とする。

- (1) 各種法令を遵守していること。
- (2) 町内に事業所（本店、支店等は問わない。）を有する法人、組合その他の団体又は個人事業者であること。
ただし、町のPRにつながると判断されるような場合はこの限りではない。
- (3) 町税を滞納していないこと。
- (4) 遠軽町暴力団排除条例（平成24年遠軽町条例第25号）に規定する暴力団、暴力団関係事業者に該当しないこと。
- (5) この要領の趣旨に賛同し、責任を持った対応ができること。

3 募集する返礼品等

(1) 要件

募集する返礼品等は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。ただし、町が特に認めるときは、この限りでない。

ア 町の魅力発信、イメージアップ又は地域振興につながるものであること。

イ 町内で生産、製造、加工、限定販売又はサービスの提供がされているものであること。なお、町内生産品ではないが、主要な原材料の産地が町内であるものは可とする。

ウ 品質及び数量について、安定供給が可能なものであること。

ただし、期間限定、季節限定、数量限定等についても可とする。なお、その場合は、おおよその予定を明示し、町と密に連携し、連絡、調整が適時行えること。また、限られた期間で発注が集中する可能性もあり、その対応が可能な体制を構築していること。

エ 町からの返礼品等の発注に対し、速やかに発送等の対応が可能なものであること。

ただし、返礼品等の性質や生産量、収穫時期等の制限により、即時対応が困難なものについては、その旨を明示すること。

オ 食料品等については発送手段等を考慮するものとし、適切な賞味期限等が保証さ

れるものであること。

カ 商品については全国各地に発送が可能であり、送料が著しく高額となるものでないこと。

キ 次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するものでないこと。

(ア) 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー等）

(イ) 資産性の高いもの（家具、宝飾品、時計、楽器等）

(2) 価格

ア 1件あたりの返礼品等の価格は次表の区分から選択し、箱代、包装代、消費税等の経費を含め、送料は除くこと。

イ 返礼品等の価格は、市場価格を参考に設定すること。

ウ 返礼品等の詰め合わせ・組み合わせを可能とする。

エ 区分以外の価格については、別途協議とする。

区分	寄附額	返礼品等の価格	町の負担額
A	5,000円以上	1,500円以内	返礼品等の価格 +送料
B	10,000円以上	3,000円以内	
C	15,000円以上	4,500円以内	
D	20,000円以上	6,000円以内	
E	30,000円以上	9,000円以内	
F	50,000円以上	15,000円以内	
G	100,000円以上	30,000円以内	

※ 返礼品等の価格に送料(実費)を加えた額を町が負担する。

4 返礼品等の発送等

(1) 返礼品等の発送については、町からの発注情報に基づき、事業者が寄附者へ発送すること。

(2) 寄附者へ確実に届く方法により発送すること。

(3) 町が依頼した場合には、文書、パンフレット等の同封に対応すること。

(4) 事業者が独自にパンフレット等を同封し、自己PRすることを妨げない。

(5) 返礼品等に対する苦情や発送事故等があった場合は、事業者の責任において誠意をもって丁寧に対応するとともに、速やかに町へ報告すること。

5 個人情報の保護

返礼品等の受注、発送に係る寄附者の個人情報については、遠軽町個人情報保護条例及び関係法令を遵守し、適切に管理すること。また、寄附者の個人情報は、返礼品等の発送以外の目的には使用しないこと。

6 取扱の中止

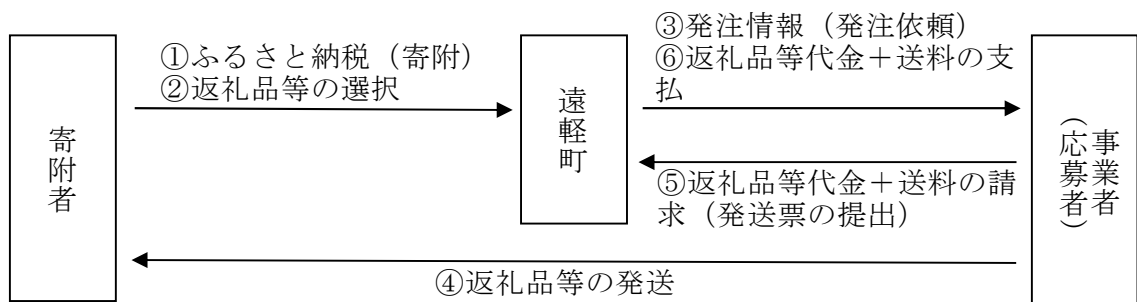
次のいずれかに該当するときは、取扱いを中止する。

- (1) 応募内容に虚偽があったとき。
- (2) この要領に定める要件を満たさなくなったとき。
- (3) 町及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。

7 留意事項

- (1) 事業者は、返礼品等の価格、内容等を変更し、又は取扱いを中止しようとする場合は、事前に町と協議すること。
- (2) 事業者は、返礼品等の品質等に関する苦情、発送遅延、発送途中での事故その他の問題が生じた場合は、真摯に対応するものとし、その内容を町へ逐次報告すること。
- (3) 返礼品等は、町のホームページやふるさと納税ポータルサイト、パンフレット等において、返礼品等提供事業者名、品名、画像、PRコメント等を掲載するものとする。
- (4) 返礼品等の品名、画像、PRコメントは、ふるさと納税の申込みに大きく影響するため、事業者においては、工夫を凝らすこと。

8 業務の流れ



9 応募方法・応募先

(1) 応募方法

次の書類等を持参又は郵送により、応募先に提出すること。提出物は返却しないものとする。

ア 遠軽町ふるさと寄附金返礼品等応募用紙

必要事項を記入し提出すること。1件につき1枚作成すること。なお、返礼品等のイメージがわかるサンプル、写真、パンフレット等があれば添付すること。

イ 返礼品等の画像データ1点

返礼品等をPRする画像データ1点を提出すること。E-mailでの提出を認める。

ウ 納税証明書(遠軽町町税に滞納がないことの証明書)

発行後3か月以内のものを提出すること。

(2) 応募先

遠軽町役場総務部総務課

〒099-0492 遠軽町1条通北3丁目1-1

TEL : 42-4811 FAX : 42-3688

E-mail : soumu@engaru.jp

10 募集期間

応募受付は随時行う。

11 選考方法

- (1) 応募の返礼品等は、①遠軽商工会議所、②えんがる商工会、③(一社)えんがる町観光協会から意見を徴取し、この要領に基づき採択の決定をする。結果については、文書で通知する。
- (2) 選考の結果、不採用とされた場合であっても、町の助言により、応募者が改善策を講じたと認められたときは、採用とすることがある。この場合、改善後の応募書類の再提出を必要とする。

12 その他

- (1) この要領は、変更する場合がある。
- (2) 返礼品等は寄附者が選択するものであるため、応募の返礼品等が採択となった場合でも、町からの発注を保証するものではない。

13 問い合わせ

応募先と同じ